

向日市商工会情報

たなばたまつり

本年も「たなばたまつり」を開催いたします。
この事業は、向日市商店会、向日えきえきストリート、向日市竹産業振興協議会、向日市商工会が共催して実施するものです。

地元小学校の児童の皆さんや団体有志他の皆さんによるご協力で、将来の願いや、思いを短冊に書き込んで大きな竹笹に飾り付けを行います。

◆実施期間

6月28日（金）～ 7月7日（日）

◆開催場所

- ・ JR向日町駅前ロータリー
- ・ 深田川橋公園前ポケットパーク
- ・ 向陽小学校校門付近
- ・ 五辻常夜灯ポケットパーク
- ・ 向日市商工観光振興センター
- ・ イオンモール京都桂川
- ・ 各商店会、えきえき加盟店

★ JR向日町駅前ロータリーは、「京の七夕」
（実行委員会：京都府、京都市、京都商工会議所など17団体で構成）と連携して行います。



青年部“絆”感謝運動実施

本事業は、各地で発生した災害における復興支援活動等でも改めて確認された青年部と地域との「絆」について、再認識と感謝の機会を設けるとともに、今後もその「絆」をさらに強化していくこと等を目的に、毎年6月10日（商工会の日）に実施しています。

当会青年部員は6月11日（火）に夜回り隊として、向日市内の主要道路の防犯パトロール活動を実施しました。



部会総会開催

サービス部会、工業部会、建設業部会、商業部会総会を各々下記の通り開催。平成30年度事業報告、令和元年度事業計画（案）（商業部会においては、上記と併せて平成30年度飲食業分科会事業報告並びに令和元年度事業計画（案）が提出）が原案どおり承認、決定されました。

◆商工会サービス部会（部会長：大川 猛）

日時：6月17日（月）午後6時30分～
場所：魚久

◆商工会工業部会（部会長：岡本 光三）

日時：6月21日（金）午後6時30分～
場所：向日市商工観光振興センター3階会議室

◆商工会建設業部会（部会長：木村 太志）

日時：6月22日（土）午後6時30分～
場所：向日市商工観光振興センター3階会議室

◆商工会商業部会（部会長：嶋田 久司）

日時：6月26日（水）午後7時～
場所：(株)純中国料理 麒麟園

プレミアム商品券取扱事業所募集

向日市が、10月に予定されている消費税・地方消費税の10%への引き上げに伴い、住民税非課税者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするために、住民税非課税者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業を実施されます。

【商品券概要（予定）】

- 発行総額：3億5千万円（最大）
- 発行冊数：7万冊
- 販売価格：1冊5,000円
（500円券10枚）を4,000円で販売。
- 使用期間：令和元年10月～令和2年2月末
なお、今回の商品券は換金手数料はかかりません。
事業実施にあたり、商品券の使用できる店舗を募集いたします。同封の申請書にご記入のうえ登録申請をお願いします。

申込は随時受付いたしますが、7月31日（水）までにお申込をされた事業所のみ、購入引換券発送時に封入予定のチラシに掲載いたします。

「一日公庫」のご案内

日本政策金融公庫による融資相談会「一日公庫」を下記の日程で開催します。

この相談会は、日本政策金融公庫の融資担当者
と商工会にて面談を行うことができます。
また、事前に決算書等の資料を提出していただければ、より迅速に融資結果をご連絡することもできます。

＜ご相談の内容の例＞

- 受注が増えて忙しくなりそうなので、
その仕入れ資金を手当てしたい。
- 従業員へボーナスを出そうと考えているので、
その資金を準備したい。
- 設備が老朽化したので、新しいものに
買い替えたい。等、皆さまのさまざまな
ご要望に活用いただけます。

日 時：7月19日（金）

午前10時～午後4時

会 場：向日市商工観光振興センター

対象者：当商工会の会員企業の方

申込み：別途案内チラシ（参加申込票）を
ご返送ください。

マル経融資のご案内

マル経融資とは、日本政策金融公庫が貸付を行う、小規模事業者経営改善資金のこと입니다。

商工会で経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人
でご利用できる制度（*ご利用にあたっては、商工会の推薦が必要）となっています。

資金の使いみちとして、**運転資金と設備資金があり、融資限度額は、2,000万円**です。

また、ご返済期間は、**運転資金7年以内**（うち据置期間1年以内）、**設備資金10年以内**（うち据置期間2年以内）、**利率は1.21%（年）**です。

（令和元年6月3日現在）

詳細については商工会事務局までお問い合わせください。

就労環境改善サポート補助金のご案内

募集期間：令和元年5月15日（水）

～令和元年12月27日（金）

府内企業の就労環境の改善を目的とし、長時間労働の是正等、就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業等を支援するため、京都府の補助を受けて「就労環境改善サポート補助金」の募集を開始します。

1. 補助対象者・対象要件

京都府内に事業所等を有する労働者災害補償保険の適用事業場で、以下の(1)～(4)のいずれかに該当し、京都府社会保険労務士会が実施する就労環境改善サポートアドバイザーの派遣を受け、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得推進、就労環境改善等の取り組みを行うもの。（ただし、みなし大企業に該当しないもの及び国又は地方公共団体から出資を受けていないものに限る。）

(1) 中小企業等経営強化法第2条1項に規定する

中小企業者

- (2) きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
 - (3) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
 - (4) 上記(1)～(3)のほか特に中央会が認めるもの
- ※事前に就労環境改善サポートアドバイザーのアドバイスを受けてください。

2. 補助対象経費（京都府内の事業所等において実施される取組が対象となります。）

就労環境改善の取組に要する経費及び補助対象例

- ① 就業規則等の作成・変更
 - ・就業規則（正社員転換制度等）の整備
 - ・変形労働時間制度や勤務シフト等の整備
 - ・給与・賃金規程の整備
- ② 所定外労働時間削減のための設備導入経費（労働時間管理適正化システムの導入等）
 - ・就業管理システム等の整備 等
- ③ 就労環境改善のための設備導入（改修）経費
 - ・暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場における、冷房、暖房、通風等の温湿度調節設備 等

3. 補助上限・補助率等

補助額上限：30万円、補助率：2分の1以内

※ただし、就業規則の作成・変更については、その他の規程等の作成等を含み、10万円が補助上限額となります。

4. 申請期間

前期：令和元年5月15日（水）～令和元年9月27日（金）

後期：令和元年10月15日（火）～令和元年12月27日（金）

※申請される場合には、事前に京都府中小企業団体中央会へ御相談・御連絡下さい。

※また、補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了すること、あるいは希望された金額を交付できない場合もありますので、御了承願います。

※平成26年度若者等就労環境向上推進事業助成金、平成27年度就労環境改善助成金、平成28年度就労環境改善・職場定着推進事業補助金、平成29年度および平成30年度就労環境改善

サポート補助金を受給された場合でも、再度、当該補助金を活用することができます。

※補助を受けられた場合、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保存してください。

5. 補助対象期間

前期：令和元年5月15日（水）

～令和元年10月31日（木）

後期：令和元年10月15日（火）

～令和2年1月31日（金）

※取組（事業）に係る全ての経費は、補助対象期間内に支払いを完了してください。なお、リース及びレンタル等による支払いの場合、補助対象期間内に支払われた額のみ補助対象となります。

6. 公募要領等

京都府中小企業団体中央会のホームページよりダウンロードください。

<http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/c at2/syuroukankyokaizen.html>

サービス部会主催 消費税軽減税率セミナー

本年10月より消費税率が10%に引き上げられるのに併せて、「消費税軽減税率制度」が実施されます。本制度は低所得者に配慮する観点から実施されるもので、制度対象品目の消費税率は8%です。事業者の皆様は業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」等が毎日の仕事の中で新たに求められます。

そこで本講座では、「事業者のための軽減税率対策セミナー」として、制度のポイントや支援策について解り易くご指導致します。

●日時：8月5日（月）午後6時30分～

●場所：向日市商工観光振興センター 3階会議室

●定員：30名（定員になり次第、締切致します。）

●講師：松本克彦税理士事務所 税理士 松本 克彦 氏

●申込：7月29日（月）まで

詳細は別添の案内チラシをご覧ください。

小規模企業共済制度について

小規模企業の個人事業主が事業を廃止、もしくは会社等の役員の方が退職した場合など、第一線を退いたときに備えて、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国の共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

◆制度の特色

- ①掛金は全額所得控除できます。
- ②共済金は退職所得扱い（一括受取り）又は公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）となります。
- ③納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます。

◆加入できる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業では5人）以下の個人事業主及び会社の役員。小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

◆掛金

月額1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べます。

◆共済金

加入後6ヶ月以降に、個人事業の廃止や会社等の解散、役員の疾病・負傷又は死亡による退職、老齢給付など、加入者の方に生じた事由や掛金の納付月数に応じて、法律で定められた額が支払われます。

◆お問合せ

商工会事務局まで

ホームページを開設してみませんか！

向日市商工会では、全国商工会連合会が提供している総合コミュニティサイト「100万会員ネットワーク」を活用し、皆様の販路開拓のツールとしてご紹介させて頂いております。

○事業所の新たなPR手段に！

地元から全国規模まで幅広く事業PRを行えます。

○PCひとつで登録簡単！

事業所や商品などの情報を、インターネット上の入力画面から簡単に更新する事ができます。

○5層間情報共有！

新着情報は、事業者・商工会・府連・関西・全国連5つのサイトにリアルタイムに連携表示されます。

商工会 <http://www.shokokai.or.jp/muko/>

府 連 <http://million.kyoto-fsci.or.jp/>

関 西 <http://www.shokokai.or.jp/kansai/>

全国連 <http://compass.shokokai.or.jp/>

○導入・運用は無料

全国連のサーバーを利用する為、導入・運用費用や、サーバーの保守の手間がかかりません。

※お申込・お問合せは向日市商工会まで。

7月の予定表

| 日 時 | 行 事 名 | 場 所 | 内 容 |
|---|---------------|----------------|---|
| 7月2日、16日(火) 午後1時～午後4時30分 (最終受付：午後4時迄) | 税務相談 | 商工観光 振興センター | 税理士が税務に関する相談に応じます。 担当：松本 克彦 税理士 相談無料・秘密厳守 |
| 7月11日(木) 午後7時～ | 青色申告会 定例総会 | 商工観光 振興センター | 平成30年度事業報告及び収支決算の承認について 令和元年度事業計画(案)及び収支決算(案)の決定について |
| 7月18日(木) 午後1時～午後4時 (最終受付：午後3時30分迄) | 不動産相談 | 商工観光 振興センター | 宅地建物取引士が不動産に関する相談に応じます。 担当：(公社)京都府宅地建物取引業協会 第五支部会員 |
| 7月19日(金) 午前10時～午後4時 | 一日公庫 | 商工観光 振興センター | 日本政策金融公庫・国民生活事業による出張融資相談会 |